

新潟市濁川公民館使用料の収納事務の委託について

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、新潟市濁川公民館使用料の収納を令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの期間、次のとおり委託したので同施行令第 158 条第 2 項の規定により告示する。

令和 6 年 4 月 1 日

新潟市長 中原 八一

収 納 事 務 を 行 う 場 所	収 納 事 務 受 託 者
新潟市北区新崎 2 6 0 7 番地 3 新潟市濁川公民館	濁川地区コミュニティ協議会 会長 赤間 松次